

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第2号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務部管財課中「 営繕担当 電気保安担当」削り、同課の次に次のように加える。

公共建築課 営繕担当 電気保安担当

第3条第1項健康福祉部生活援護課中「生活援護第3担当」の次に「 自立促進担当」を加え、同項子ども部子ども総務課中「児童福祉担当 母子保健担当」を「手当医療担当」に改め、同部保育家庭課を削り、同部子ども総務課の次に次のように加える。

ほいく課 保育指導担当 認定入所担当

すくすく子育て課 母子保健担当 家庭子ども相談担当 発達支援担当

第3条第1項都市施設部道路安全対策課中「交通安全担当 自転車対策担当」を「用地担当 交通安全・自転車対策担当」に改め、同条第2項生活援護課中「生活援護第3担当」の次に「 自立促進担当」を加え、同項中「児童福祉担当」を「手当医療担当」に、「保育家庭課」を「すくすく子育て課」に改める。

第4条政策部政策総務課第7号中「全国特例市市長会」を「全国施行時特例市市長会」に改め、同部総合政策課に次の3号を加える。

(9) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

(10) 総合教育会議に関すること。

(11) いじめ問題再調査会に関すること。

第4条総務部人財課中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同部管財課中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第16号までを5号ずつ繰り上げ、同課の次に次のように加える。

公共建築課

(1) 公共施設保全計画に関すること。

(2) 公共建物の建設に係る設計及び工事の監督に関すること。

(3) 公共建物の災害復旧工事に関すること。

(4) 電気工作物の維持管理（教育施設を含む。）に関すること。

(5) 電気工作物の設計協議及び完成検査に関すること。

第4条環境農政部みどり公園課第2号中「用地の」の次に「取得並びに」を加え、同課第11号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第4条健康福祉部健康福祉総務課中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大和市保健福祉基金に関すること。

第4条健康福祉部障がい福祉課第8号中「保育家庭課」を「すくすく子育て課」に改め、同条生活援護課に次の1号を加える。

(7) 生活困窮者自立支援事業に関すること。

第4条子ども部子ども総務課第6号から第12号までを次のように改め、同課中第15号から第22号までを削り、第23号を第15号とする。

(6) 子ども・子育て会議に関すること。

(7) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(8) 児童手当に関すること。

(9) 子ども手当に関すること。

(10) 小児医療費の助成に関すること。

(11) 児童扶養手当に関すること。

(12) ひとり親家庭等の医療費助成に関すること。

第4条子ども部中保育家庭課を削り、子ども総務課の次に次のように加える。

ほいく課

(1) 保育所の建設計画に関すること。

(2) 利用者負担額の徴収基準の設定及び賦課徴収に関すること。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付の支給認定に関すること。

(4) 保育の実施及び利用に関すること。

(5) 保育所入所児童の災害補償に関すること。

(6) 保育所入所児童の栄養に関すること。

(7) 民間児童福祉施設の助成及び指導に関すること。

(8) 保育所等との連絡調整に関すること。

(9) 地域子育て支援団体等との連携に関すること。

- (10) 私立幼稚園（幼児教育を除く。）に関する事。
- (11) 認定こども園（幼児教育を除く。）に関する事。
- (12) 家庭的保育事業等の認可に関する事。
- (13) 特定保育・保育施設並びに特定地域型保育事業の確認及び指導監督に関する事。

すくすく子育て課

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する事。
- (3) 妊婦及び乳幼児の健康診査に関する事。
- (4) 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。
- (5) 公立保育園児の保健指導に関する事。
- (6) 不妊治療費の助成に関する事。
- (7) 不育症治療費の助成に関する事。
- (8) 分べん費用の助成に関する事。
- (9) 低出生体重児の育児支援に関する事。
- (10) 児童虐待防止に関する事。
- (11) 家庭児童相談に関する事。
- (12) こどもの発達相談支援に関する事。
- (13) こどもに対する機能訓練に関する事。
- (14) こどもの発達相談支援システム推進に関する事。
- (15) 療育センターの維持管理に関する事。
- (16) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児への居宅生活の支援並びに障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する事。
- (17) 指定障害児相談支援事業者の指定等に関する事。
- (18) 障害者総合支援法に基づく障害児への介護給付費及び特例介護給付費の支給並びに地域生活支援事業における移動支援給付費及び日中一時支援給付費の支給に関する事。
- (19) 難病患者等（児童に限る。）の居宅生活支援に関する事。
- (20) 障がい児に対する相談支援に関する事。
- (21) 障がい児福祉施設等との連絡調整に関する事。
- (22) その他障がい児の福祉対策に関する事。

第4条福祉事務所保育家庭課を次のように改める。

すくすく子育て課

(1) 児童福祉法第21条の6に基づく措置に関すること。

(2) 児童福祉法第24条第5項及び第6項に基づく措置に関すること。

第4条文化スポーツ部国際・男女共同参画課に次の1号を加える。

(10) 同和対策の連絡調整に関すること。

第4条文化スポーツ部スポーツ課第2号中「及びゆとりの森中規模多目的スポーツ広場」を「、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場及びゆとりの森大規模多目的スポーツ広場」に改め、同課第11号中「、大野原庭球場」を削り、同条街づくり計画部街づくり総務課中第21号を第23号とし、同課第20号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号を同課第22号とし、同課中第19号を第21号とし、第14号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく自家用有償旅客運送の登録等に関すること。

(15) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく空家等に係る総合的な調整に関すること。

第4条街づくり計画部建築指導課中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条に基づく認定及び同法第105条に基づく許可に関すること。

第10条第2項中「こども部保育家庭課」を「こども部ほいく課」に改める。

第17条第1項中「乳腺^{せん}外科」の次に「形成外科」を加え、同条第3項病院総務課中第35号を第38号とし、第5号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 情報公開に関すること。

(7) 患者の要望、苦情等の受付及び処理に関すること。

第17条第3項病院総務課中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次のように加える。

(1) 病院の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条環境農政部みどり公園課第11号の改正規定は、同年5月29日から施行し、同条文化スポーツ部スポーツ課第2号の改正規定は、同年7月1日から施行する。